

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 遺産分割のルール

Q: 遺産分割は、税のこともふまえて、どのようにすればよいでしょうか。

A: 相続財産を分割することは、相続税申告に際して必要です。それは、次のような理由からです。

(1)配偶者控除が認められない

遺産分割が確定していない場合、法定相続分で分割したものとして、いったん税額を計算しますが、このとき、相続税の計算上、配偶者控除を受けることができません。

(2)事業承継の問題

特に相続対策をしていない場合、自社株の評価は高い評価となるケースがほとんどです。ゆえに納税額も多くなり、他の財産（現金や換金性のある財産）を相続する余地がなくなります。

そこで、債務も合わせて承継するなどして、相続税の負担を減少する方法を考えなければなりません。

(3)配偶者への分割

相続人全体の相続税を最低にするには、配偶者に財産の2分の1又は1億6千万円を相続してもらうことです。

ただし、二次相続のことを考えて将来値上がりがあまり見込まれないものや、今後の生活費も考えて現預金を相続させるといった考慮も必要です。

(4)その他の相続人への分割

事業を承継しない相続人には、事業には関係のない財産を相続します。

